

令和6年度使用教科用図書
第1回高砂市教科用図書選定委員会
議事録

令和5年6月7日(水)
高砂市役所南庁舎2階 会議室3

令和 6 年度使用教科用図書 第 1 回高砂市教科用図書選定委員会議事録

令和 5 年 6 月 7 日（水）実施

内容	進行	発言記録等
1 開会	司 会	ただ今から、令和 6 年度使用教科用図書 第1回高砂市教科用図書選定委員会を開催する。開かれた採択とするために、本日の議事録については、採択期間終了後、公開の対象とする。
2 委嘱状交付 委員紹介	司 会	それでは、委員の皆様方に教育長より委嘱状を交付させていただく。（委嘱状を各委員に交付）
3 教育長 あいさつ	教育長	（教育長 あいさつ）
4 出席者紹介	司 会	選定委員はじめ出席者の紹介。
5 選定委員会 運営	司 会	選定委員会の運営について、事務局から説明する。 (1) 高砂市教科用図書選定委員会規程 (2) 義務教育諸学校教科用図書の採択の仕組み (3) 高砂市教科用図書の採択について
(1)規 程	事務局	選定委員会規程については、2、3 ページに記載している。本規程は、平成 2 8 年 1 2 月定例教育委員会において策定したものである。
		本規程には、第 1 条に会の設置目的、第 2 条に所掌事務が規程されている。教科用図書の採択に関し、専門的な観点から協議又は意見聴取を行うこと等、重要項目が規程されている。
		第 3 条から第 6 条には、組織、委員、任期、会長及び副会長について、第 7 条、8 条には、会議の招集や運営、協議会委員の守秘義務について、規程されている。
		第9条は教科用図書調査員について、第10条は庶務について規程されており、本規程は平成29年4月1日から施行している。 以上が、(1)についての説明である。
(2)採択の 仕組み		(2)義務教育諸学校教科用図書の採択の仕組みについて説明する。
		兵庫県教育委員会から出された「義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」の図に基づき説明する。4 ページ下段の四角の中に、教科用図書の採択に関連する主な根拠法令が記載されているが、名称が大変長いため、説明の際は、（ ）内の略称で行う。
		図表の①～⑦の番号について説明する。 まず①「書目の届出」は、発行法第 4 条の「教科用図書発行者は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目（科目名・使用学年・書名等）を、文部科学大臣に届けなければならない」という規定に基づき、発行者が文部科学大臣に届出をしており、その中から文部科学省が「検定合格教科書」を選定する。

	次に②「教科書目録送付」についてだが、発行法第6条に基づき、文部科学省が県教育委員会に、さらに、発行法第6条第2項に基づき、県教育委員会が市町教育委員会に、検定に合格した教科書を記載した「教科書目録」を送付する。
	③「見本の送付」であるが、これも発行法第6条3項に「発行者は、第4条によって届け出た教科書の見本を、「教科書展示会」に出品することができる」とあり、この条項に基づき、教科書の見本本が送付される。
	④「諮問、答申」であるが、兵庫県教育委員会は、無償措置法の第11条に基づいて「教科用図書審議会」を設置し、教科書の調査研究を諮問し、答申する。その上で、⑤市町教育委員会への「指導、助言、援助」として、教科用図書の採択の基本方針を通知するとともに、調査研究資料の提供などを、無償措置法第10条に基づいて行う。
	⑥「開催」とは、発行法第5条に、毎年、一定の期間を定めて「教科書展示会」を開催すると規定されており、本年度、高砂採択地区では、高砂市立図書館で、6月15日～6月28日まで開催する。
	これらをもとにして、採択地区市町教育委員会が、⑦「採択」を行う。
(3)高砂市の採択	続いて(3)高砂市教科用図書の採択について説明する。資料は5ページである。
	まず、①「採択基本方針の提示や調査研究資料の配付」は、4ページの兵庫県教育委員会からの⑤「指導・助言・援助」に当たる。 また、教育委員会は、実際に教科用図書の調査研究を行う②「調査員候補者を校長や教科部会に依頼」し、③「推薦」を受けて、教育委員会に提示する。
	④については、5月25日の教育委員会において、選定委員会委員の皆様と調査員の委嘱及び任命が決定された。
	調査研究については二市二町で行うこととし、⑤調査研究を依頼する。⑥「調査研究」された結果は、調査員班長から⑦報告を受け、第2回目の選定委員会において協議・検討した上で、その内容を⑧教育委員会へ報告する。
	そして、⑨高砂市教育委員会において「採択」し、兵庫県教育委員会に、⑩「採択結果の報告」を行うという流れになる。
	司会 以上の説明について、質問はないか。
	続いて、(4)令和6年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択に関する基本方針、(5)令和6年度使用高砂市立学校用教科用図書採択方針について説明する。

(4)(5) 基本方針	事務局	6 ページに兵庫県教育委員会の基本方針を掲載している。冒頭、「教科書の採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられないことがないように、公平性及び透明性の確保を徹底し、採択権者（すなわち、各市町教育委員会）が責任をもって採択すること。」と明記されている。
		本市は、3 の(1)のアにあるように単独採択地区であり、独自で選定委員会を組織することになっている。①は選定委員会の構成について、イの③には選定委員会は調査研究を行う調査員を置き、調査員による教科用図書についての厳正かつ綿密な調査研究を実施することが示されている。また、調査員の選任について、利害関係者を選任しないことが明記されている。7, 8 ページには公正性・透明性の確保の徹底について、詳しく記載している。
		続いて、レジュメの(5)令和6年度使用高砂市立学校用教科用図書採択方針について説明する。10 ページに、1 採択基本方針として、教育基本法、学校教育法、学習指導要領、兵庫県基本方針、の趣旨に即しつつ、第2期高砂市教育振興基本計画を踏まえ、教育委員会が採択すると示している。 2 に採択権限、3 に方法、組織及び手続きを示している。 11 ページには4 採択基準、5 採択の公正確保が記載され、6 には9月1日以降に公開する資料を記載している。
	司会	以上の説明について、質問はないか。
(7)採択に付す教科書	司会	なお、25 ページには、今回採択に付す教科書会社の一覧が示されているので、ご覧おきいただきたい。
6 正副会長選出	司会	6 正副会長の選出に移る。
		資料2 ページ、規程第6 条の規定により、会長・副会長を選出する。 選出については、委員の互選によると定めているが、いかがか。
		(立候補)
	司会	三井委員から立候補を受けた。 委員の皆様方、ご賛同いただけるか。
		(拍手により承認)
	司会	副会長について、いかがか。
		ただいま新木委員を会長から推薦を受けたが、引き受けいただけるか。また、賛同いただけるか。
		(拍手により承認)
	司会	それでは、三井会長、新木副会長から挨拶していただく。
		選定委員会規程第8 条により、議事進行を会長に任せる。

7 協議	会長	令和6年度使用教科用図書の採択について協議を行う。 まず、(1)令和6年度使用教科用図書の採択日程と役割について、事務局から説明をしていただきたい。
	事務局	26ページをご覧いただきたい。6月16日（金）15：00より加印地区共同調査員会が、稲美町いきがい創造センターで開催される。委嘱と調査についての説明を行うが、参加が可能であればお越しいただきたい。
		調査員会は、6月16日から7月12日の間に調査研究を行い、7月12日に報告書が各教育委員会事務局に届く予定である。まとまりしだい、選定委員会の皆様に、教科書展示会のアンケートとともに、送付する。
		第2・3回選定委員会は、7月28日（金）、31日（月）に開催する。その際、各教科の調査員会班長から調査報告があり、選定委員の皆様との質疑応答がある。その後、市町ごとに別々の部屋で協議する。協議内容は、教育委員会に報告する内容になる。報告内容については、後ほど協議していただく。
		選定委員の報告内容が決まれば、事務局がまとめ、確認のために、報告書を送付する。 その後、教育委員会において選定委員会からの報告をもとに、採択され、採択結果は8月31日までに兵庫県教育委員会播磨東教育事務所に報告することになっている。
	会長	採択に関する日程と役割について承認してよいか。
		（異議なし）
	会長	では、承認する。
	(1)採択日程と役割	次に、(2)高砂採択地区選定委員会が示す調査研究の観点について、事務局から説明していただきたい。
		事務局 27ページに調査研究を進めるにあたっての観点を記載している。兵庫県教育委員会から示された観点をもとにして、二市二町の教育委員会事務局が作成したものである。
		会長 この観点で、本委員会も進めるが、何かご意見はあるか。
		（異議なし）
		会長 それでは、承認する。
	(3)調査員会について	次に、(3)加印地区共同調査員会について、事務局から説明をお願いしたい。
		事務局 32ページに加印地区共同調査員会規約を掲載している。これは二市二町教育委員会で協議し、定めたものである。

		内容は、第1条に目的、第2条に調査員会の所掌事務、第3条に組織について定めている。第4条には、調査員は教育長が任命すること、利害関係者は調査員になれないこと、守秘義務、任期等を定めております。第5条には、調査員名は非公開とすること、以上の内容が定められている。
		次に、②調査員について、33ページをご覧いただきたい。共同調査員の一覧を示している。 どの調査員も、各教科の研究をそれぞれの市町で中心となって進めており、各教育委員会や学校長、教科研究部会から、責任を持って推薦された方々である。 なお、調査員の名前や所属などについては非公表である。
		次に、③調査員の心得について、34ページに調査員の心得を提示している
	会長	意見は無いか。
		(異議なし)
	会長	では、承認する。
	会長	次に④共同調査員会からの報告書について事務局から説明してもらう。
	事務局	④共同調査員からの報告書については、35ページから37ページが、調査員からの報告書の様式である。様式1は、教科書会社ごとの特徴を記載している。37ページ(様式2)を見ていただきたい。各教科において、選定の観点、視点ごとに、◎「優れている」、○「標準的」、△「やや劣る」を記入する。基本的には◎、△は1つと考えているが、どうしても優劣つけ難いときなどは、2つ入ることもあると考えている。このような形で教科用図書の調査研究を進める。
	会長	ただ今の説明について、意見や質問はないか。
		(異議なし)
	会長	それでは、承認する。
(4)選定委員会 報告書について	会長	(4)選定委員会の報告書について、事務局から説明を願う。
	事務局	38ページから39ページは、選定委員会で協議していただいた内容の教育委員会への報告書の案である。各社ごとに皆様からのご意見をまとめる形式で作成し、調査員会からのものと合わせて、教育委員会へ報告する。
	会長	ただ今の選定委員会の報告書について、意見等はないか。
		(異議なし)
	会長	では、承認する。
		以上で、進行を事務局お返しする。

8 事務連絡	司会	それでは、事務連絡である。
	事務局	1 点目、40 ページに記載している教科書展示会についてであるが、本年度は、6 月 15 日（木）～6 月 28 日（水）までの14日間にわたり、高砂市立図書館で実施する。ご参加いただきたい。
		2 点目である。委員の皆様、第 2・3 回選定委員会までの間に、教科書を熟読していただくように、本日、全教科書を準備している。持ち帰り願いたい。
		3 点目である。第 2・3 回選定委員会は、令和 5 年 7 月 28 日（金）、7 月 31 日（月）、両日とも稲美町いきがい創造センターにおいて 13 時から開催する。ご参加願う。
	司会	以上、何か質問等はないか。
9 閉会	司会	これで、令和 6 年度使用教科用図書第 1 回高砂市教科用図書選定委員会を閉会する。